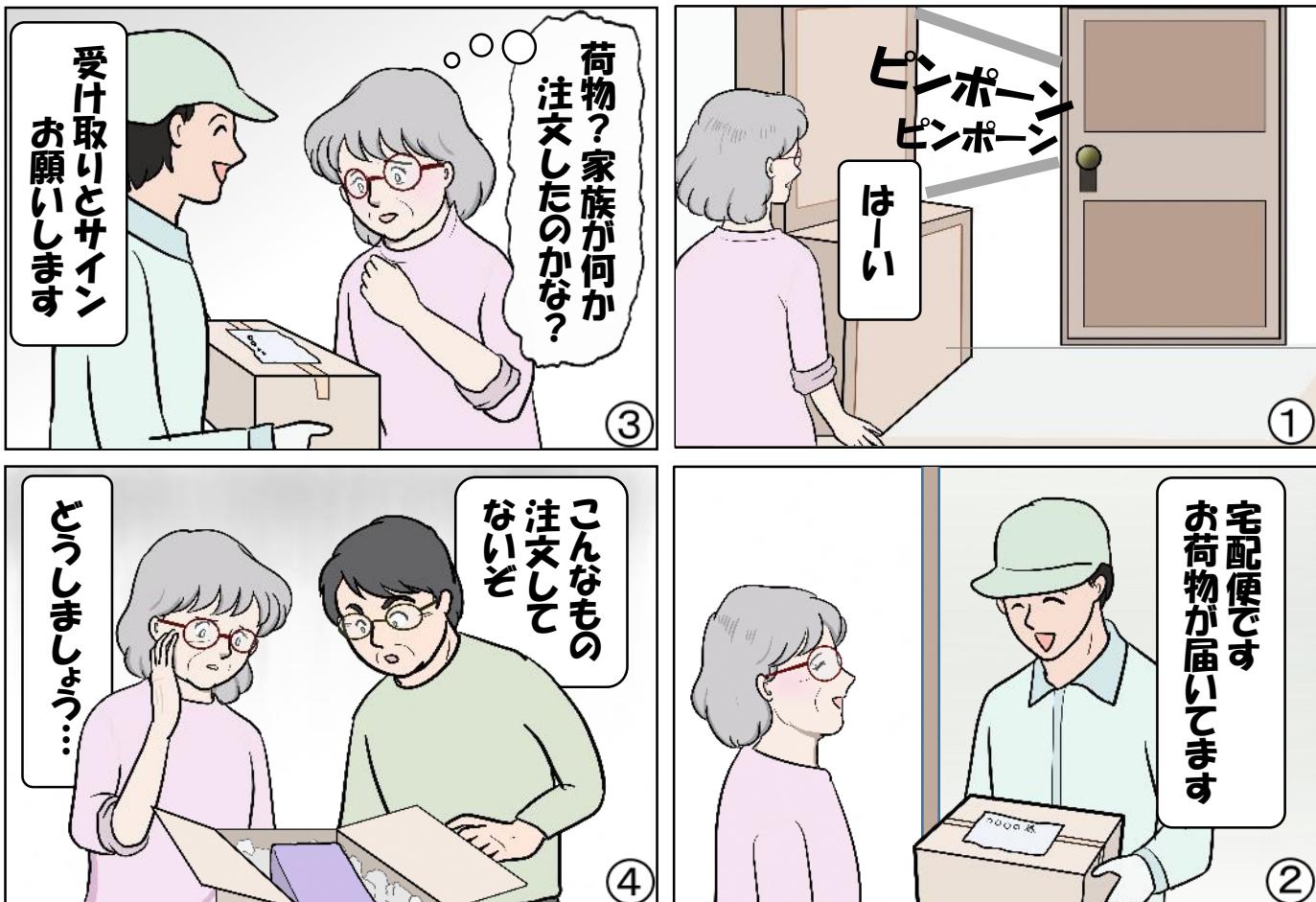


ホットな消費者見守りニュース

身に覚えのない荷物が届いた…どうしよう…



ポイント

- 身に覚えのない荷物が届いた場合、まずは次の点を確認しましょう
 - ・家族が注文したものや友人等からの贈り物ではないか
 - ・ネット通販（定期購入を含む）で注文したことを忘れてはいないか
- 荷物を受け取るかその場で判断できないときは、配達業者にその旨説明し、いったん荷物を持ち帰ってもらうよう頼みましょう。
- 荷物を受け取ってしまった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。なお、注文していないのに一方的に送り付けられた商品については、開封してしまったとしても代金を支払う義務はありません。

■ 消費者ホットライン いやはや 188 でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ
和歌山ビッグ愛8F

和歌山市消費生活センター ☎ 073-435-1188 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F